

# 奄美市

## 人権教育・啓発基本計画



『 みんなが仲良く暮らせるまち 奄美市 』

平成30年2月  
鹿児島県 奄美市

## はじめに



日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

本市では、この日本国憲法の精神や国、県が定めた人権教育・啓発基本計画や人権に対する方針に併せた各種の人権教育・啓発施策を積極的に推進して参りました。

平成24年3月には、「奄美市男女共同参画基本計画」・「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、その中で、「男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現」を基本目標の一つに掲げ、市民の人権意識の高揚及び学校、家庭、地域社会、職場等の連携による人権教育・啓発の推進に関する施策を進めて、差別や偏見のない明るい社会の実現を図っております。

又、人権擁護委員による人権相談、人権啓発の広報、市内の小中学校における人権の花運動の実施等を通して、市民一人一人の人権意識の高揚を図っております。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお、様々な人権問題が存在しています。子ども、女性、高齢者、障害者などの人権をめぐる問題に加え、インターネット等による人権侵害など、新たな人権問題も生じてきています。

こうしたことから、本市では、人権に関する認識の深い有識者、人権擁護委員、自治会関係者、事業所関係者、教育関係者、福祉・保健関係者の皆様方からの御意見等も伺いながら、新たに本市の人権教育・啓発施策の指針となる「奄美市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後、この基本計画に基づき、家庭、学校、地域社会、企業、福祉・保健施設、その他の関係団体などとの連携を図りながら、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現できるよう取り組んでまいります。

この基本計画の推進を図り、市民の皆様一人一人が人権擁護の意識高揚と実践のためにご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年2月

奄美市長 朝山 毅

# 目 次

## 第1章 基本計画の策定

1 基本計画策定の趣旨	1
2 基本計画策定の背景	1
(1) 国際的な動向	1
(2) 国・県の動向	2
(3) 人権教育・啓発の重要性	3

## 第2章 基本計画の考え方

1 基本理念	4
2 目標と施策概要	4
3 位置付け	5

## 第3章 様々な人権問題

1 子どもの人権問題	6
2 女性の人権問題	7
3 高齢者の人権問題	9
4 障がいのある人の人権問題	11
5 インターネットによる人権侵害	12
6 犯罪被害者等の人権問題	13
7 ハンセン病・H I V感染者等の人権問題	14
8 同和問題	16
9 外国人の人権問題	17
10 北朝鮮当局による拉致問題	18
11 その他の人権問題	19
(1) 性的少数者	19
(2) 刑を終えて出所した人	20
(3) アイヌの人々	20
(4) ホームレス	21

## 第4章 実施主体ごとの取組

1 行政（市）	22
2 保育所(園)・幼稚園	22
3 学校	23
4 家庭	23
5 地域社会	24
6 企業・職場	24
7 福祉施設、保健・医療施設	25

## 第5章 基本計画の推進

1 推進体制	26
2 関係機関との連携	26
3 基本計画の見直し	26
用語解説（あいうえお順）	27
人権の動き	31
人権に関する月間・週間・記念日	34
日本国憲法（抜粋）	35
世界人権宣言	36
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
奄美市人権教育・啓発推進会議設置要綱	41

# 第1章 基本計画の策定

## 1 基本計画策定の趣旨

人権尊重の緊要性に関する認識の高まりや人権問題への国際的な取組が行われる中、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

同法第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、地方公共団体に対して、人権教育・啓発に関する施策策定の責務が定められています。

本市も、人権教育及び人権啓発に関する取組として、人権擁護委員による人権教室、人権擁護の啓発、人権の花運動による子ども達への人権教育・啓発の推進や平成24年（2012年）策定の「奄美市男女共同参画基本計画」・「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」等の推進により人権尊重社会の実現を目指しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお、様々な人権問題が存在しています。子ども、女性、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの人権をめぐる問題に加え、少子高齢化がもたらす人口減少、正規雇用状況の低下、貧困の格差拡大、家族や地域社会の変化、インターネット等の普及による人権侵害など、新たに多様な人権問題が浮上ってきています。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが考えられ、国、地方公共団体には、あらゆる施策や事業に人権の視点を反映させるとともに人権教育・啓発に関する一層の取組が求められているところです。

こうしたことから、本市の人権教育・啓発に関する施策をより一層、総合的かつ効果的に推進するため、「奄美市人権教育・啓発基本計画」を策定し、もって、人権尊重の精神を育み、人権が共存する人権尊重社会の早期実現を目指します。

## 2 基本計画策定の背景

### （1）国際的な動向

昭和23年（1948年）12月10日の国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたい、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

昭和41年（1966年）には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「国際人権規約」が採択され、昭和51年（1976年）に発効されました。

このほか、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権条約が採択され、発効されました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等、各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的な取組が行われてきました。

平成5年（1993年）に人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設され、平成6年（1994年）の国際連合総会においては、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

その後、「人権教育のための国連10年」終了後における取組を更に進めるため、平成16年（2004年）、国際連合総会において「人権教育のための世界計画決議」が採択されました。

「人権教育のための世界計画」は、数年ごとの段階を決め、その段階ごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっており、第1段階（2005年～2007年）は「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあてました。

なお、第1段階は2年間延長され2009年に終了し、その後、2010年1月から2014年末までの5年間は第2段階とされ、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてることになりました。

## （2） 国・県の動向

我が国においては、第二次世界大戦後の昭和22年（1947年）、主権在民、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」をうたう「日本国憲法」が施行されました。

その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ、重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題への取組は、戦後、本格的に行われるようになり、昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」を受けて、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されました。

また、昭和57年（1982年）には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、様々な施策が実施されました。

平成9年（1997年）の「人権擁護施策推進法」の施行により、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための「人権擁護推進審議会」が設置されました。

また、同年7月には、「憲法の定める基本的人権の尊重の基本原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築すること、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的とした『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』が策定されています。

なお、同計画では、「人権に関わりの深い特定の職業に従事するものに対する取組を強化するとともに、……（中略）女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこと」としています。

さらに、平成12年（2000年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な施策の措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としており、同法第7条の規定に基づいて、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。

鹿児島県においては、国際連合が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年（1999年）に『「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画』が策定されました。

この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組が積極的に進められ、平成17年（2005年）には、鹿児島県行動計画の内容を充実・発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発施策の効果的かつ総合的な推進が図られています。

### （3） 人権教育・啓発の重要性

昭和23年（1948年）に国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されてから世界各国で人権に対する様々な取組が展開されています。

しかしながら、今なお宗教観、価値観の違いによる戦争や、テロによる無差別殺りく、様々な国、地域での人権侵害など、解決すべき問題が山積しています。

我が国においても、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件や社会的弱者といわれる子どもや高齢者などへの差別や虐待などが日々報道されており近年ではインターネット等によるひぼう中傷、個人情報への流出など、新たな人権に関わる問題が発生しています。

人権侵害がなくなる背景には、「人々の中につくられた同質性・均一性を重視する意識や非合理的な因習的意識の存在」、「少子高齢化、国際化、情報化などによる、家族や地域社会の変化、経済構造の変化がもたらす雇用環境の変化や貧困・格差の拡大」、「人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践することが十分に定着していないこと」等があるとされています。

また、これまで人権を重要な施策の基盤として位置付けていたにも関わらず国や地方公共団体が最重要課題としてあらゆる施策や事業に反映する努力が足りなかったこと、「人権を侵害された人に対する救済や支援」、「人権を侵害した人に対する規制や制裁」等の取組が主で、身近に人権侵害が起きた場合でも、「自分には関係ないこととして、見て見ぬ振りをする人が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているという指摘もあります。

このようなことから、人権の本来の意味を正しく理解し、人権に関わる問題を市民一人一人の身近な場所や日常生活の中に存在する問題として捉え、人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

## 第2章 基本計画の考え方

関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発を推進していますが、いまだ人権問題に関する多くの問題が存在しています。

この章では、人権教育・啓発を進める上での基本的な考え方や施策の体系等を明らかにします。

### 1 基本理念

昭和23年（1948年）に採択された国連の世界人権宣言において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれました。

人権とは、人間すべてが生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

日本国憲法では、第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とうたわれています。

このようなことを踏まえ、本市では「行政、学校、家庭、地域、職場その他の様々な場を通じて、市民一人一人が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること」を基本計画の理念とします。

### 2 目標と施策概要

#### ◎目標

奄美市総合計画においては、「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を将来都市像としています。

また、「奄美市男女共同参画基本計画」・「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」の中で、「男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現」を基本目標の一つに掲げ、「人権の尊重」及び「多様なあり方を認め合う意識の醸成」を推進すると共に市民の人権意識の高揚及び学校、家庭、地域、企業等の連携による人権教育・啓発の推進に関する施策を進め、差別や偏見のない明るい社会の実現を目指しています。

このことを踏まえ、「みんなが仲良く暮らせるまち 奄美市」を実現するため、日常生活の中に人権が共存する社会を目指した人権教育・啓発を推進し、市民一人一人が人権の主体者であることを認識し、個性の違いを豊かさとして認め合う「人権の尊重」を構築することを目標とします。

#### ◎施策概要

##### (1) 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、「地方公共団体は、基本理念に

のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第5条）と規定し、また、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」（第6条）と規定しています。市民一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、市民生活と深い関わりを持つ行政、学校、家庭、地域、職場等においても、相互に連携しつつ、市民参画と協働による人権教育・啓発に取組めます。

## （2） 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、産業など、広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とした施策や事業を推進します。

## （3） 関係機関との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画と連動したものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものです。

関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、啓発事業の充実に努めます。

# 3 位置付け

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「奄美市男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向性を示すものです。

基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、行政と市民等が協働して推進することとします。

## 【人権教育・啓発の定義】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条に定義されています。

### 〈人権教育〉

市民一人一人が、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、学校、家庭、地域、職場など、様々な場や機会を通じて行われる教育活動をいいます。

### 〈人権啓発〉

市民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、自らの態度・行動に表れるよう、学校、家庭、地域、職場など、様々な場や機会を通じて行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいいます。

# 第3章 様々な人権問題

国内外で人権問題解決のための取組が進められ、奄美市においても市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

基本計画の策定に当たっては、このような状況を十分認識した上で、人権教育・啓発の取組を実施していくことが重要であり、この章では、様々な人権問題における「現状と課題」・「施策の方向」について整理し、推進していきます。

## 1 子どもの人権問題

### 【現状と課題】

平成元年（1989年）の国際連合総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本は、平成6年（1994年）この条約に批准し、子どもの人権問題の解決に向け、取組が進められてきましたが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありませんでした。

平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、平成12年（2000年）には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されるなど、積極的な取組が行われてきました。

子どもを取り巻く環境は、経済構造による大人の長時間労働、学歴重視による子どもの生活環境の変化、経済格差による子どもの貧困率の増加、地域社会の包容力の低下、急速な情報化社会の普及による弊害など、様々な問題が複層的に絡まり合い影響を及ぼしています。

その結果、子どもが安心して子どもらしく過ごせる環境が奪われ、試行錯誤が許される様々な経験の機会が狭められることにより、社会生活を営む上で重要な、自尊感情を育むことが困難になっています。

また、地域社会でも住民同士の交流の機会が減少し、地域全体で子どもを育むという意識が薄れつつあります。

児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、いじめや体罰などの身近な生活の中の暴力、あるいは、情報経済社会の中で自分自身を守る知識の不足、対人関係を構築するコミュニケーション能力の低下などにより、不登校、引きこもり、薬物乱用の低年齢化、援助交際や児童ポルノ、監禁や無差別殺人の被害、あるいは、暴力事件への関与など、子どもの人権に関わる深刻な問題が発生しています。

一向になくならないいじめに関しては、平成25年（2013年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律は、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための基本的な方針の策定等を定めるものです。

子どもや青少年一人一人の人権を最大限に尊重する中で、子ども自身が人権の主体者であるという正しい理解と認識を深め、同時に他者との違いを個性として尊重し合える環境づくりを推進する必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 子どもの人権についての教育・啓発活動の推進

子どもが個人として尊重され、権利が保障される環境づくりを進める中で、子ども自身が人権の主体者であり、同時に他者の違いを認め、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するよう支援します。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもに関わるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

### (2) 児童虐待等への対応の充実

児童虐待、体罰、児童買春、児童ポルノなど、子どもに対する肉体的、身体的、精神的な苦痛をもたらすあらゆる行為は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会認識の醸成に努めます。

特に、深刻化している児童虐待の問題については、DVの関連も深く、虐待の早期発見、早期対応を図っていくための、教育、保健、医療、福祉関係機関の十分な研修、有効的な連携を図り、虐待を受けた子どもに対するケア、加害者や周囲の関係者に対する教育・啓発を推進します。

### (3) いじめ・不登校への対応の充実

青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに非行等の問題行動やいじめ、不登校については、正しい認識を持って個々の事象に対応できるよう、関係機関等の研修及び情報交換を推進し、学校、家庭、地域社会の緊密な連携による取組の充実を図ります。

### (4) 体験を通じた連帯感の体得

市民清掃の日などの地域における各種活動に積極的に参加することで、地域とのつながりや「体験」をすることにより、自己及び他人を大切にすることや、周りとの連帯感を体得できる機会を増やす対策を推進します。

### (5) 相談体制の充実

子育て家庭の孤立や子育てへの負担感や経済的な格差による貧困やDVによる被害等が、児童虐待の要因の一つであることから、地域など、社会全体で子育て家庭を支援するサポートセンターなどのシステム構築を推進します。

また、鹿児島地方法務局奄美支局において実施している「子どもの人権SOSミニレター相談」や「人権教室」、「人権の花運動」のほか、「子どもの人権110番」「インターネット関連人権相談」の周知を図るとともに、関係機関との緊密な連携の下に、これらの活用を推進します。

## 2 女性の人権問題

### 【現状と課題】

誰もが自分らしく、そして安心して暮らすためには、一人一人の人権が尊重され、性別

に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や、女性は、あるいは男性はこうあるべきといった性別による固定的な役割分担意識が存在し、女性の主体的な生き方を阻害している状況があります。

また、固定的な役割分担意識は、女性だけの課題ではなく、男性にとっても「男だから～しなければならない」という意識を生み、過労死や自殺の一因であるとも考えられています。

また、配偶者・恋人からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や性暴力被害、雇用についての男女の均等な機会と処遇の確保の困難、家事、育児、介護に関わる片寄った負担、ひとり親家庭・障がいのある人・高齢者の貧困、性や生殖に関わる自己意識、政策・方針決定過程への女性の参画率の低迷等の課題が残されており、社会の様々な分野において女性が活躍し、その能力を発揮する機会は十分とはいえない状況にあります。

女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっており、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」以降、女子差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催など、様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においては、従来からこうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取組が進められてきており、平成11年（1999年）6月には、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうした状況を踏まえ、鹿児島県では、平成20年（2008年）3月に、「第1次鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成20～24年度）を、平成25年（2013年）3月には、「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成25～29年度）を策定し、また、本市でも、平成24年（2012年）3月に「奄美市男女共同参画基本計画」・「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

この基本計画及び支援計画に基づき、一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるよう各種施策の推進を図っています。

## 【施策の方向】

奄美市男女共同参画基本計画や第2次鹿児島県男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

### （1）男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習の推進

男女の多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むために、社会的性別の視点を基盤とした人権教育を通して、男女平等教育を推進します。

### （2）男女共同参画社会についての広報・啓発

あらゆる機会を捉えた男女共同参画社会についての広報・啓発の展開により、市民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国や県の取組や活動など、男女共同参画社会の形成の推進に関する情報を市民に提供します。

### （3）女性に対する暴力の排除の広報等

女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は人権を著しく侵害する行為であるという意識の浸透を図るため、あらゆる機会

を捉えた広報・啓発を推進します。

また、配偶者暴力防止法（平成13年施行）に基づく関係機関との有効的な連携を図り、切れ目のない支援体制の確立に努め、相談や支援に関わる人がDVについての理解を深めるなど、相談体制の整備を推進します。

#### （４）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

関係機関と連携して、男女雇用機会均等法（昭和61年施行）に沿った働く場の環境づくりが進められるよう、事業主や労働者に対して周知し、就業規則や就業上の取り決めに関する情報の提供、労働基準法（昭和22年施行）や男女雇用機会均等法に沿った就業規則や就業上の取り決めの整備を推進します。

#### （５）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、固定的な性別役割分担を見直すための意識啓発や、女性の能力開発や人材育成を行い、女性の参画を推進します。

## 3 高齢者の人権問題

### 【現状と課題】

高齢者人口の増加は、世界的な規模で急速に進んでおり、我が国においては平成27年（2015年）には、3,395万人で、10年後の平成37年（2025年）には3,657万人に達すると予測されており、約3人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来するとされています。

これは、世界に類を見ない急速な高齢化の状況であることから、国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに迫いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっています。

このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、老老介護、高齢者の貧困、自殺問題等、様々な問題が起きています。

国においては、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本として、各種の対策を講じてきました。平成13年（2001年）には、引き続き、より一層の対策を推進するため、新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

しかしながら、介護保険制度の普及、活用が進む中、高齢者に対する身体的・心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（介護や世話の放棄・放任等）が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

このことから、国は、「高齢者虐待の防止法」「高齢者自立支援法」を平成18年（2006年）に施行し、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務を規定しています。

その中でも、「虐待は、身体的・心理的・経済的な虐待だけでなく、介護・世話の放棄、財産の不当な処分も虐待にあたる」と規定し、養護者による高齢者虐待、介護施設従事者等による高齢者虐待に対し、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者・家族に

対する支援を開始することが重要で、民生委員や自治会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待防止に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防ぎ、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることを必要としています。

また、高齢者の増加に伴う、要介護高齢者の増加と家族の介護負担の増加が予想されたことから、介護を社会全体で支えていくため、平成12年（2000年）から「介護保険制度」が実施され、平成22年（2010年）6月には、仕事と介護の両立支援のために「改正育児・介護休業法」が施行されました。

本市においては、「第6期奄美市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）」を平成27年（2015年）3月に策定し、高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指し、高齢者の人権に関する動向を踏まえながら施策の推進を図っています。

## 【施策の方向】

### （1）高齢者の人権についての啓発の推進

高齢者は、弱者としてではなく、人権の主体者であるという認識を深め、また、高齢者への虐待や財産権の侵害は、高齢者の人権を侵害するものであるという認識を深めるとともに、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、人権問題啓発資料等により、人権意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。

### （2）生活・社会環境づくりの推進

高齢者が様々な場所に出向き、希望の活動に参加できるよう、市内循環バスや健康づくり支援事業などによる移動の支援に努めます。また、高齢者が安心して利用できるようにバリアフリーに配慮した歩道の整備を推進します。

### （3）社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って生活を送れるよう、元気度アップ事業などの生きがい対策事業の実施、老人クラブ等を中心とした高齢者同士の支えあい活動の活性化の支援に努めます。また、高齢者の活動の場や仲間づくりの機会の提供に努め、高齢者の積極的な社会参加を促進します。

### （4）雇用・就業の促進

高齢者が長年培った知識や経験を生かせる機会を提供し、高齢者の社会参加への意欲向上と生きがいを持った豊かな生活を目指せるよう、（社）奄美市シルバー人材センターの充実を図り、高齢者の雇用を促進します。

### （5）認知症対策と権利擁護の推進

認知症に対する理解を深め、お互いが支え合うまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、地域包括支援センターが中心となり、関係団体との連携の下、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知、普及を推進します。

### （6）相談体制の充実

高齢者や介護をしている家族等のための福祉相談（心配ごと相談等）の周知、充実に努めるほか、高齢者の人権問題の解決を図るため、地域包括支援センターにおいて、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者が利用しやすい相談体制の充実を推進します。

## 4 障がいのある人の人権問題

### 【現状と課題】

国際連合においては「完全参加と平等」をテーマに、昭和56年（1981年）を「国際障害者年」と定め、昭和58年（1983年）から平成4年（1992年）までの10か年を「国連・障害者のための10年」として、各国に対し、障がい者施策の推進を求めています。

我が国では、「国際障害者年」を契機に、平成5年（1993年）に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、その基本的理念を示しています。

平成7年（1995年）には、「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画である「障害者プラン ～ノーマライゼーション7か年戦略～」（平成8年度～平成14年度）が策定され、数値目標を含む具体的な施策目標が示されました。

平成24年（2012年）には、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成25年（2013年）4月には、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されました。

また、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に平成25年（2013年）6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、これに基づき、国や地方公共団体等には、障がいのある人に対して、「合理的配慮」が求められます。

鹿児島県においても、平成7年（1995年）に「鹿児島県新障害者対策長期計画」を策定するとともに、平成9年（1997年）には、その重点実施計画として平成9年度（1997年度）から平成14年度（2002年度）までの6か年を計画期間とする「鹿児島いきいき障害者プラン（鹿児島県障害者施策重点実施計画）」を策定し、障がいのある人の生涯の各時期において、障がいのある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組を進めてきました。

さらに、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とする「鹿児島県障害者計画」を策定し、障がいの有無に関わらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して、各種の障がい者施策に取組、平成25年（2013年）には、これまでの施策の実施状況や障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）を対象期間とする新たな「鹿児島県障害者計画」を策定しました。

本市においては、「第4期障害者計画・障害福祉計画（平成27年度～29年度）」を平成27年（2015年）3月に策定し、広報紙などの各種広報媒体を通じ、幅広い啓発・広報活動を行っています。

また、平成28年度に「奄美市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、平成29年度には、奄美地区障がい者等基幹相談支援センター内に「障害者

差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者への差別の解消、合理的配慮の周知に努めています。

今後も、「第5期障害者計画・障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（平成30年度～32年度）」を平成30年（2018年）3月に策定し、福祉教育の推進や啓発・広報活動の充実を図り、障がいのある人もない人も互いに交流を深めることで、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

## 【施策の方向】

### （1）障がいのある人の人権についての教育・啓発活動の推進

ノーマライゼーションの理念の浸透を目指して、市民の障がいのある人に対する理解が一層深まるよう、様々な機会を捉え、啓発・広報の充実を図るとともに、障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を推進します。

また、学校教育において、児童・生徒に対し、特別支援教育についての理解と認識を深めるため、福祉に関する副読本の配付、手話交流学習の開催、障がいのある人等との交流会などを行い、人権教育の充実を推進します。

### （2）障がいのある人の就業に関わる支援

障がいのある人の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障がいのある人の適正に即した雇用機会の確保、並びに就労環境の整備を推進します。

障がいのある人の雇用を進めるに当たっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障がいのある人の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

### （3）社会のバリアフリー化の推進

障がいの有無に関わらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、ソフトハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進します。

### （4）相談体制の充実

障がい者のための福祉相談の周知に努めるほか、障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談において、相談者に対する助言や情報提供を行なうなど、障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を推進します。

## 5 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

パソコンや携帯電話等のIT機器の普及に伴い、インターネットは、現在、私たちの生活に深く入り込み、情報の共有や取得に欠かせない便利なものとなりました。

しかし、一方で、急速な広がりにより、利用のルールがきちんと定まらないまま、人権侵害の要因にもなっています。

「匿名性」を担保したまま、差別的表現、個人へのひぼう中傷、なりすましなどが増加

し、特に、子どもや青少年の間では、いじめ、出会い系サイトでの犯罪被害など、深刻な事態を引き起こし、社会問題化しています。

インターネットによる人権侵害は、「プロバイダ責任制限法」が平成14年（2002年）に施行され、インターネット上で名誉毀損や著作権侵害などの問題が生じた際の、「プロバイダ」や掲示板管理者に問われる責任性を規定しており、一定の発信情報の開示もできるようになったものの、いまだ根本的な対処解決方法が見いだせない状況です。

このような状況において、平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。その後、内閣府にインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が設置され、18歳未満の子どもに対して、携帯電話会社が有害情報フィルタリングサービスを提供することが義務化されました。

インターネットによる人権侵害を、すべての人権課題にかかる問題として、個人のプライバシーや名誉、また、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルなどの正しい理解を深めていくために、関係機関との連携を深め、啓発活動の推進を図っていく必要があります。

## 【施策の方向】

### （1）インターネット利用者の教育・啓発の推進

インターネットを利用する一人一人が、課題や目的に応じて情報及び情報手段を操作・活用する能力を育成し、発信できる能力を養うための教育啓発を推進します。

### （2）相談体制の充実

インターネットを利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に対応できるよう、法務局警察など、関係機関と連携して相談体制の充実を推進します。

## 6 犯罪被害者等の人権問題

### 【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為により、生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障を来したり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮したりする場合があります。

また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、近隣のうわさ話等による不快感から深刻なストレスを受けたりするなど、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。

また、一部マスメディアによる行き過ぎた取材や報道による生活の平穏の侵害等も指摘されています。

犯罪被害者等の権利の保護を守るため、平成12年（2000年）に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が施行され、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正など、一連の法的措置によって、司法手続における改善が図

られたほか、平成13年（2001年）には、「犯罪被害者等給付金支給法」が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に平成20年（2008年）には、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正され、犯罪被害者給付制度が拡充されました。

また、平成17年（2005年）には、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を実施するよう定められました。

鹿児島県においては、平成8年（1996年）に警察本部警務課に被害者対策係を設置して、被害者支援に関する指導、調整、関係機関との連携、犯罪被害者等給付金の裁定事務等を行うとともに、平成10年（1998年）に被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進する基本方針となる「鹿児島県警察被害者対策要綱」を制定し、その後、平成24年

（2012年）には、これまでの要綱を見直した「鹿児島県警察犯罪被害者支援要綱」が制定され、警察における犯罪被害者支援施策を推進しています。

さらに、同年、鹿児島県医師会、鹿児島県弁護士会、鹿児島県臨床心理士会、鹿児島県関係部局等と連携して「鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会」を組織し、犯罪被害者等のニーズに対応した被害者支援を推進しています。

また、「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」では、犯罪等の被害者・家族・遺族に対する精神的ケアや被害の軽減・回復、社会全体の被害者支援意識の高揚に取り組んでいます。

## 【施策の方向】

### （1）犯罪被害者などの人権についての啓発活動の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、様々な方法で市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

### （2）相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、法務局、警察など、関係機関と連携して、犯罪被害者への相談・支援体制の充実を推進します。

## 7 ハンセン病・H I V感染者等の人権問題

### 【現状と課題】

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等やその家族に対する様々な人権問題が生じています。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠ですが、同時に、感染症に対する正しい知識と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、過去において施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

この隔離政策は、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、約一世紀も続けられました。そのため、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13年（2001年）には、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、原告が勝訴する判決が下され、国による損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつありますが、ハンセン病に対する偏見や差別意識には、根強いものがあり、ハンセン病であった方々に対する差別やプライバシー侵害などの問題が依然として起きています。

平成15年（2003年）に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件により、今なお誤った認識や偏見が存在していることが明らかとなったことから、このような差別や偏見の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21年（2009年）から施行されています。

本市には、昭和18年（1943年）4月、12番目の国立ハンセン病療養所として100床の「国立療養所 奄美和光園」が開設されました。昭和23年（1948年）9月には沖縄愛楽園から奄美出身の107名の患者さんが引き上げ入所し、ピーク時の入所者数は360名となりました。ピーク時から68年余が経過し、平成28年12月末現在の入所者数は31名に減少し、平均年齢も85歳と高齢化が進んでいます。

一方、H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを、特に、エイズ（A I D S）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあり、我が国においても昭和60年（1985年）に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきました。

このH I V感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

しかし、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

## 【施策の方向】

### （1）ハンセン病に関する啓発活動の推進

「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心に、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図り、ハンセン病であった方々に対する差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

### （2）奄美和光園に対する取組

奄美和光園については「医療・看護・介護」「社会とのつながり」「啓発」の3つのテーマ毎に具体的な取組を推進するとともに、関係機関や地域との連携を推進します。

### （3）エイズ教育の推進

学校においては、エイズ教育の推進を通じ、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に関する差別や偏見をなくすとともに、教職員の研修を推進します。

#### (4) 啓発活動の推進

関係機関などと連携し、ハンセン病、エイズなどの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

## 8 同和問題

### 【現状と課題】

同和問題は、昭和40年（1965年）に「同和対策審議会答申」が出され、その中で、その本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人たちが経済的・社会的・文化的に差別の対象に置かれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」とし、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べられています。

この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を施行し、その後「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の立法措置及び数次の法改正を行い、30年以上にわたり「実態的差別」、「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。

これらの特別対策により、生活環境の改善をはじめとする物的面での格差は大きく改善され、平成14年（2002年）に法律が失効した後は、既存の一般対策で対応することになりました。

しかしながら、「心理的差別」の解消には、なお十分とは言い難い状況にあり、結婚差別や差別発言、差別落書等の事象が最近においても起きています。

平成8年（1996年）の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」（地域改善対策協議会の意見具申）には、「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策」を適正に実施することは、今日においても変わらない課題であるとしており、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら、同和問題を人権問題の重要な柱として早期の解決を図るために取組を進めなくてはなりません。

なお、同和問題などを口実に、企業などから不当に利益を得る「えせ同和行為」は、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっていることから、「えせ同和行為」の排除に向け、啓発活動を推進する必要があります。

### 【施策の方向】

## (1) 同和問題についての教育・啓発活動の推進

市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する正しい理解を深め非合理的な因習的意識を改め、それを克服できるように学校教育、社会教育をはじめ、様々な啓発活動などの多様な機会や手法を通して、差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動を推進します。

# 9 外国人の人権問題

## 【現状と課題】

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されているものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。

鹿児島県においては、民間国際交流団体や在住・来県外国人相互の活動や交流の拠点とした中核施設として「鹿児島県国際交流プラザ」を開設するとともに、国際理解研修やアジア・太平洋諸国等からの研修生受け入れ、世界各国の人々との交流の場として「鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター」を整備するなど、国際交流基盤の整備に努めています。

こうした取組や国際化の機運にも関わらず、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、様々な人権問題が発生しています。

その背景には、我が国の地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言葉、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられますが、いまだ一部に問題が存在しています。

我が国の外国人登録者数は、平成13年（2001年）の177万8,462人が、平成23年（2011年）には、その1.17倍の207万8,480人となっています。平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成25年（2013年）から上昇に転じ、平成28年（2015年）には217万4,469人となっています。

本市においては、平成10年度末の外国人登録者数151人をピークに減少に転じ、平成28年度末においては94人という状況になっています。

平成24年（2012年）から、これまで我が国に在留する外国人の登録を実施してきた「外国人登録法」が廃止され、3か月を超えて我が国に住所を有し、適法に滞在している外国人は、新たに住民票を作成し、住民基本台帳に登録されることになりました。併せてマイナンバーも付されています。

これは、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に外国人住民に対し、日本人と同様の基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性の高まりから、市町村等の行政の合理化と外国人住民の利便の増進を図ることを目的に導入されたものです。

外国人を雇用している企業においては、国籍・性別・宗教・人種・文化・風習の違い等による差別の防止に努め、情報の提供や啓発を推進する必要があります。

本市においては、関係機関と連携しながら地域住民と外国人との国際交流により、やさしいまちづくりを推進します。

また、アメリカのナカドゥチェス市への中学生派遣や同市の中学生のホームステイの受け入れ等の国際交流により、人権感覚を養っています。

このようなことから、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権を尊重する精神を養う必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 外国人の人権についての教育・啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発活動を推進します。

### (2) 国際交流の促進

関係機関や民間団体等と連携、協力して国際化に対応できる地域づくりに努めるとともに、国際交流・国際理解の機会の増大を推進します。

### (3) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、各種情報の提供や外国人が利用しやすい環境づくりを推進します。

## 10 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の中には、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。

北朝鮮側は、かたくなに否定し続けていましたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成22年（2010年）までに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

我が国では、平成17年（2005年）の国際連合総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日ま

で「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。

拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

鹿児島県においては、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成18年（2006年）、県庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制を整えています。

本市としても拉致問題の解決には、市民一人一人の声が大きな力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、啓発活動の推進を図っていく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 拉致問題についての啓発活動の推進

拉致問題については、市民一人一人の声が大きな力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため、啓発活動を推進します。

### (2) 学校における教育の充実

教職員への周知に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

## 11 その他の人権問題

### (1) 性的少数者

#### 【現状と課題】

生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない性同一性障害に関して、また、同性愛などの性的指向に関して、正しい理解が求められています。

性同一性障害のある人は、日常生活において奇異な目で見られるなど、精神的な苦痛を受けているとともに、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

性同一性障害のある人については、平成16年（2004年）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けているなど、一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

また、同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を失うことさえあります。このように、性的指向に係る人権問題も社会生活の様々な場面で発生しています。

#### 【施策の方向】

### ① 啓発活動の推進

性同一性障害等、性的少数者の人が、地域で安心して暮らしていけるよう、正しい理解と認識を広げるための啓発活動を推進します。

## (2) 刑を終えて出所した人

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別は根強く、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のあるうわさの流布などの問題があり社会復帰が極めて厳しい状況にあります。

たとえ、罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくれば一市民です。刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の意思とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の人々の理解と協力が必要です。

### 【施策の方向】

#### ① 啓発活動の推進

自立を支援する保護司など、関係機関の活動を支援し、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別をなくするための啓発を推進します。

## (3) アイヌの人々

### 【現状と課題】

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。

しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

現在は、平成9年（1997年）に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策などが進められています。

平成25年に北海道が実施した調査によると、道内に住むアイヌの人々の人口は、16,786人で、世帯数は6,880世帯という結果が出ています。

### 【施策の方向】

#### ① 啓発活動の推進

アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発を推進します。

## (4) ホームレス

### 【現状と課題】

経済・雇用情勢の変化において、自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされている人々が全国各地でいます。

ホームレスの人々は、食事や健康面での不安を抱えながら、地域社会とのあつれきや苦情嫌がらせ、暴行の対象になるなどの人権侵害が起きています。

このような問題を解決し、ホームレスの人々を支援するため、国は、平成14年（2002年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、平成15年（2003年）に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定して、ホームレス施策を推進してきました。

平成15年（2003年）1月から3月にかけて行われた「ホームレスの実態に関する全国調査」では全国3,240の自治体のうち581市町村（全体の17.9%）で25,296人のホームレスが確認されています。

平成20年（2008年）には、平成19年に行ったホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえ、新たな基本方針を策定しています。

その結果、平成24年（2012年）「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」報告書によると、ホームレスは9,500人程度であり、平成15年と比較すると減少しています。

### 【施策の方向】

#### ① 啓発活動の推進

ホームレスの自立を図るためには、地域に暮らす住民全体の理解と協力が必要であることから、近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別意識が解消されるように啓発を推進します。

# 第4章 実施主体ごとの取組

差別や偏見のない人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、学校、家庭、職場、地域その他様々な場や機会を通じて市民と協働して、人権教育・啓発を行う必要があります。

この章では、特に、市民生活と深い関わりのある行政、保育所（園）等、学校、家庭、地域、企業・職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での取組を示しました。

## 1 行政（市）

市は、基本計画を広く市民に周知するとともに、市民との協働を基本に共感を得ながら、参画意識の高まる啓発活動を推進し、人権尊重社会の実現に努めます。

### 【取組】

- (1) 基本計画について、ホームページへの掲載など、広く市民に広報し、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- (2) 人権教育及び啓発事業を推進し、企業や社会教育団体、地域等が行う人権教育及び啓発事業を支援するとともに連携の強化を図ります。
- (3) 広報紙やホームページ等の活用を図り、人権啓発活動を積極的に推進します。
- (4) イベント等を通して、人権を身近に感じる人権啓発の充実に努めます。
- (5) 人権教育及び啓発事業の効果的な推進を行うため、関係機関や関係団体と連携を図り、推進体制の強化に努めます。
- (6) 市職員として、人権に関する研修会などへ積極的に参加します。

## 2 保育所（園）・幼稚園

保育所（園）・幼稚園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めていきます。

保育所（園）・幼稚園においては、他の子どもとの関わりの中で、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進していきます。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち、実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っていきます。

家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の子どもとの関わりの中で、

人権を大切にすることを育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成を目指します。

#### 【取組】

- (1) これからも、生活体験、心身の発達段階の過程などを考慮し、他の子どもとの関わりの中で、人権を大切にすることを育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。
- (2) すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

### 3 学校

学校教育においては、国、県、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒の発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られることが求められています。

また、学校においては、生命を大切に、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合う心や他人の痛みが分かり、気持ちが理解できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成を図っていきます。

こうした基本的な認識に立ち、県との連携の下にすべての教育活動を通し、以下の点に留意して人権教育に取り組んでいきます。

#### 【取組】

- (1) 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し、他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人一人を大切に人権教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の工夫・改善に努めます。
- (2) 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校においては文部科学省が示している人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」を踏まえた研修を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- (3) 子どもたちの人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、子どもの発達段階に応じた人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- (4) 家庭や地域社会などの連携を深め、社会性や豊かな人間性を育むためボランティア活動や社会体験活動、高齢者の方々との交流など、多様な体験活動への積極的な参加を促進します。

### 4 家庭

家庭は、家族一人一人が人権の主体であることを認識し、相互に尊重し合うことを通して、社会性の基盤として重要な、自尊感情を育む場です。人がそのままの自分でいられ、

何より、安心で安全な場であることを目指します。

その上で、幼児期から多様な経験を通し、豊かな情操を育みつつ、機会を捉え、社会的な規範を身につけることを目指します。

### 【取組】

- (1) 家庭においては、家族一人一人が人権の主体であることを認識し、相互に尊重し合う関係を築きます。
- (2) 家庭生活を豊かにするため、人権に関する研修会や講演会等に積極的に参加し、人権意識高揚に努めます。
- (3) 多様な家庭の形を認め合い、家族それぞれが家事、育児、介護、地域活動などの役割を分担し、相互を理解する家族関係を築きます。
- (4) 家庭内のトラブルや困りごとについては、抱え込むことなく、相談機関・団体・関係者等への相談、利用に努めます。

## 5 地域社会

地域社会は、様々な人々が暮らしており、相互のふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

社会情勢の変化に伴い、従来の地域活動のあり方を積極的に見直し、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めます。

### 【取組】

- (1) 公民館等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会など、人権学習の機会を提供します。
- (2) 単身、ひとり親世帯の増加、貧困や格差、少子高齢化に伴う構成員の変化等を見つめ、自治会、女性団体、子ども会、高齢者クラブ等のあり方を積極的に見直して地域の実情に応じた人権の尊重に努めます。
- (3) 青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- (4) 行政、学校、家庭等との連携を図りながら、参加型体験など、学習内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図ります。

## 6 企業・職場

企業等は、経済活動等を通し、地域の発展や雇用の創出に寄与しています。社会的な動向において、人権課題の重要性が高まりつつあり、雇用弱者への待遇改善、ワーク・ライ

フ・バランスの実現、個人情報 の適正な管理や女性の管理職の登用など、人権が尊重される働きやすい職場環境を目指します。

#### 【取組】

- (1) 事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止、ワーク・ライフ・バランスの達成など、人権を尊重する企業を目指します。
- (2) 一人一人の基本的な人権を尊重し、公平な雇用に努めます。
- (3) 企業経営者自ら、人権研修に参加し、人権意識を高め、また、社員に対する計画的な人権研修の実施や社員一人一人の人権意識高揚に努めます。
- (4) 市や人権関係団体が主催する人権研修会などへ社員の積極的な参加を促進します。
- (5) 学校、地域の各種活動・行事に参加しやすい職場体制・環境づくりを図ります。

## 7 福祉施設、保健・医療施設

福祉施設、保健・医療施設は、子ども、高齢者、障がいのある人、患者等の人権に特に留意する必要がある状況を理解し、人権尊重の徹底を図ります。

これらの業務に携わる職員に対して、インフォームド・コンセントの普及、徹底を図るとともに、人権意識向上のための人権教育・啓発が推進されるよう、関係諸団体と連携を十分に図ります。

#### 【取組】

- (1) 個人情報機密保持に努めるとともに、入院・入所者等の尊厳を守るため、相手の立場に立った対応に努めます。
- (2) 職員が人権に関する研修会や講演会等に積極的に参加するよう努めます。
- (3) 入院・入所者等の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入院・入所者等の安全確保を図ります。
- (4) 人権意識向上のための人権教育・啓発が推進されるよう、関係諸団体と連携を十分に図ります。

# 第5章 基本計画の推進

## 1 推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした「奄美人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。

また、関係部課においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

## 2 関係機関との連携

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するに当たっては、国、県をはじめ、人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている奄美人権擁護委員協議会や奄美人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の関係機関及び人権に関わる民間団体やNPO法人等、地域における各種団体や企業などとそれぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう、有機的な連携を密にしていきます。

## 3 基本計画の見直し

国内外及び本市の人権を取り巻く状況や、人権教育・啓発の現状に対して、常に留意しながら、その変化などに適切に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。

## 用語解説

### 【あ行】

#### インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での(患者の)同意」で、患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。

#### HIV (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、その免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

#### NPO (Non Profit Organization)

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10年(1998年)12月1日に施行された。

#### えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益を求める行為を指す。えせ同和行為は、人々に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

### 【か行】

#### 国際障害者年

国際連合が、障害のある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう昭和56年(1981年)を国際障害者年と提唱している。

#### 国際児童年

国際児童年は、1959年(昭和34年)に国連総会が採択した「児童権利宣言」の20周年を記念して、また、その機会をとらえて改めて世界の子供の問題を考え、その解決のために各国、各国民すべてが取り組んでいこうとするもので、昭和54年(1979年)を国際児童年としている。

#### 国際人権規約

国際人権規約は、人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその選択議定書の総称となっている。また、国際人権規約は世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、国際人権法にかかる人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとしている。

#### 国際婦人年

国際連合が、女性の地位向上を目指す契機となるよう昭和50年(1975年)を国際婦人年と提唱している。

## 【さ行】

### 児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、平成6年（1994年）4月に批准している。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）

社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### 人権教育のための国連10年

平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組の上に立ち、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、平成6年（1994年）12月に「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育の実施を求めている。

### 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして、平成17年からの10年間の行動計画を規定している。その第1段階（平成17年～平成19年）の3年間は、初等・中等教育における人権教育普及に重点をおいている。第1フェーズは2年間延長され2009年に終了し、その後、2010年1月から2014年末までの5年間は第2フェーズとされ、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてている。

### 人権擁護委員

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、その職務を行ないます。法務大臣からの委嘱を受け、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、保育所、幼稚園、学校等において人権に関する活動を行い、地域においても人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っており全国で約14,000の方が人権擁護委員として活動している。

### 人種差別撤廃条約（昭和44年）

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、遅滞なくとることなどを主な内容としている。

### 人権擁護施策推進法（平成9年施行）

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的としている。

## ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律（平成21年施行）

インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的としている。

## セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返したりすることによって、就業環境を著しく悪化させること」などをいう。

## 【た行】

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年施行）

国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めるものとし、「地域改善対策特定事業」は、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で、政令で定めているものとしている。

## 同和对策事業特別措置法から地域改善対策特別措置法へ

同和对策事業特別措置法は、昭和44年（1969年）に、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とし、10年を期限とする時限立法として施行された。法の成立により国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に行うこと、それに対応する予算措置を講ずることを法的に義務づけられた。その後、事業の進捗状況の遅れから延長された。昭和57年（1982年）に同和对策事業特別措置法が、地域改善対策特別措置法に更新された。これらの法は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業を推進するものであった。しかし、延べ33年間の施策で、ある一定の成果が見られたということで、政府は、平成14年（2002年）に

財政上の特別措置法を打ち切り、今後は一般対策事業で同和問題の解決を推進することになった。

### 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年（1965年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

### ドメスティック・バイオレンス（DV、Domestic Violence）

配偶者など、親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

## 【は行】

### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

### 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

### ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避など、様々な要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

## 【ま行】

### マスメディア（Mass Media）

新聞社、出版社、放送局など、特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体（メディア）のこと。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 人権の動き

年号	事 項
明治4年 (1871年)	・「解放令」公布
明治23年 (1890年)	・「大日本帝国憲法」施行
明治40年 (1907年)	・「癩予防ニ関スル件」公布
大正11年 (1922年)	・「水平社宣言・綱領・決議」制定
昭和22年 (1947年)	・「日本国憲法」施行
昭和23年 (1948年)	・「世界人権宣言」採択 ・「児童福祉法」施行 ・「優生保護法」施行
昭和24年 (1949年)	・「人権擁護委員法」施行
昭和25年 (1950年)	・「身体障害者福祉法」施行 ・「生活保護法」施行
昭和26年 (1951年)	・「児童憲章」制定
昭和28年 (1953年)	・「らい予防法」制定・公布
昭和31年 (1956年)	・「国際連合」加入
昭和33年 (1958年)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准
昭和35年 (1960年)	・「障害者雇用促進法」施行 ・「同和対策審議会」設置
昭和40年 (1965年)	・同和対策審議会答申
昭和41年 (1966年)	・「国際人権規約」採択
昭和44年 (1969年)	・「同和対策事業特別措置法」施行
昭和45年 (1970年)	・「心身障害者対策基本法」施行
昭和46年 (1971年)	・「高年齢者雇用安定法」施行
昭和50年 (1975年)	・「国際婦人年」
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の10年」 (～1985年)
昭和53年 (1978年)	・「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
昭和54年 (1979年)	・「国際児童年」
昭和56年 (1981年)	・「国際障害者年」 ・「犯罪被害者等給付金支給法」施行 ・「障害者の日」設置 ・「今後における同和関係施策について」 (同和対策協議会意見具申)
昭和57年 (1982年)	・「地域改善対策特別措置法」施行
昭和58年 (1983年)	・「国連・障害者の10年」 (～1992年)
昭和60年 (1985年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
昭和61年 (1986年)	・「男女雇用機会均等法」施行
昭和62年 (1987年)	・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
昭和63年 (1988年)	・WHO「世界エイズデー」制定
平成元年 (1989年)	・国連「児童の権利に関する条約」採択 ・「エイズ予防法」施行
平成3年 (1991年)	・「今後の地域改善対策について」 (地域改善対策協議会意見具申) ・「公営住宅のバリアフリー化事業」開始 (新築・建替時等の住戸内段差解消、共用階段手すり設置等)

- 平成4年(1992年) ・「地対財特法」一部改正(平成9年3月まで)
- 平成5年(1993年) ・「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行
- 平成6年(1994年) ・「児童の権利に関する条約」批准  
・「ハートビル法」施行
- 平成7年(1995年) ・「人権教育のための国連10年」(～2004年)  
・「人権教育のための国連10年推進本部」設置  
・「人種差別撤廃条約」批准  
・「高齢社会対策基本法」施行
- 平成8年(1996年) ・「らい予防法の廃止に関する法律」施行  
・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」(地域改善対策協議会意見具申)  
・「男女共同参画2000年プラン」策定
- 平成9年(1997年) ・「人権擁護施策推進法」施行  
・「人権擁護推進審議会」設置  
・「地対財特法」一部改正(平成14年3月まで)  
・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行  
・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
- 平成11年(1999年) ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行、  
「エイズ予防法」廃止  
・「男女共同参画社会基本法」施行  
・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
- 平成12年(2000年) ・「外国人登録法」改正(指紋押捺制度全廃)  
・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行  
・「ストーカー規制法」施行  
・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行  
・「男女共同参画基本計画」策定  
・「児童虐待の防止等に関する法律」施行
- 平成13年(2001年) ・「配偶者暴力防止法」施行
- 平成14年(2002年) ・「プロバイダ責任制限法」施行  
・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行  
・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定  
・「障害者基本計画」策定
- 平成15年(2003年) ・「個人情報保護法」施行  
・「次世代育成支援対策推進法」施行
- 平成16年(2004年) ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行  
・「障害者週間」設置  
・「人権教育のための世界計画」国連採択
- 平成17年(2005年) ・「犯罪被害者等基本法」施行  
・「犯罪被害者等基本計画」策定  
・「発達障害者支援法」施行  
・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
- 平成18年(2006年) ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施

行

- 平成21年（2009年）
  - ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
  - ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
  - ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
- 平成22年（2010年）
  - ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）制定
- 平成23年（2011年）
  - ・「第3次男女共同参画基本計画」策定
  - ・「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更（北朝鮮当局による拉致問題等）
  - ・「犯罪被害者等基本計画（第2次）」策定
- 平成24年（2012年）
  - ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
  - ・「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行（外国人住民の利便の増進）
  - ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
- 平成25年（2013年）
  - ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」一部施行
  - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定
  - ・「いじめ防止対策推進法」施行
- 平成26年（2014年）
  - ・「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」制定
- 平成27年（2015年）
  - ・「第4次男女共同参画基本計画」策定

## 人権に関する月間・週間・記念日

4月

- ・発達障害啓発週間（4月2日～8日）

5月

- ・児童福祉週間（5月5日～11日）

6月

- ・男女雇用機会均等月間
- ・HIV検査普及週間（6月1日～7日）
- ・人権擁護委員の日（6月1日）
- ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）
- ・男女共同参画週間（6月23日～29日）
- ・ハンセン病問題を正しく理解する週間  
（6月22日を含む日曜日から1週間）

8月

- ・人権同和問題啓発強調月間（県）

9月

- ・障害者雇用支援月間
- ・高齢者元気・ふれあい推進月間（9月～10月）
- ・自殺予防週間（9月10日～16日）
- ・老人週間（9月15日～21日）
- ・老人の日（9月15日）

10月

- ・高年齢者雇用支援月間
- ・犯罪被害者支援の日（10月3日）

11月

- ・児童虐待防止推進月間
- ・女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）
- ・女性に対する暴力廃絶のための国際デー（11月25日）
- ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）

12月

- ・世界エイズデー（12月1日）
- ・障害者週間（12月3日～9日）
- ・国際障害者デー（12月3日）
- ・人権週間（12月4日～10日）
- ・人権デー（12月10日）
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）

2月

- ・情報セキュリティ月間

# 日本国憲法（抜粋）

昭和22年5月3日施行

## 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

昭和23年12月10日採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条（生命、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条（法の下に人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条（無罪の推定、刑罰法定主義）

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条（移転と居住）

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条（迫害）

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条（国籍）

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条（婚姻と家族）

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条（財産）

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条（思想、良心、宗教）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条（意見、発表）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、

情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条（集会、結社）

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条（参政権）

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自由の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条（社会保障）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条（労働の権利）

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条（休息、余暇）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条（生活の保障）

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条（教育）

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条（文化）

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条（社会的国際的秩序）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条（社会に対する義務）

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にたつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 奄美市人権教育・啓発推進会議設置要綱

平成29年9月22日  
奄美市告示第101号の2

(設置)

第1条 本市における人権教育及び人権啓発の計画策定の推進を図ることを目的に、奄美市人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、人権教育・啓発の推進に関して、奄美市人権教育・啓発推進本部からの計画策定に関する報告を受け、それに対する意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 自治会、集落会等の代表者
- (4) 事業経営の関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 福祉・保健の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、計画の見直しを行う場合は、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は計画の見直しが終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う